

平成24年度吉田町一般会計補正予算（第1号）

平成24年度吉田町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,374,966千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,107,966千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表地方債補正」による。

平成24年9月3日提出

吉田町長 田村典彦

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 町税		5,257,264	96,521	5,353,785
	2 固定資産税	2,768,672	96,521	2,865,193
8 地方特例交付金		16,000	7,489	23,489
	1 地方特例交付金	16,000	7,489	23,489
9 地方交付税		300,000	△28,121	271,879
	1 地方交付税	300,000	△28,121	271,879
13 国庫支出金		1,073,065	513,753	1,586,818
	2 国庫補助金	499,068	513,753	1,012,821
14 県支出金		540,102	3,847	543,949
	2 県補助金	277,755	3,646	281,401
	3 県委託金	52,642	201	52,843
16 寄附金		1,000	937	1,937
	1 寄附金	1,000	937	1,937
17 繰入金		361,326	3,769	365,095
	1 特別会計繰入金	126	3,769	3,895
18 繰越金		240,000	181,442	421,442
	1 繰越金	240,000	181,442	421,442
19 諸収入		72,572	2,329	74,901
	5 雑入	69,037	2,329	71,366
20 町債		1,182,300	593,000	1,775,300
	1 町債	1,182,300	593,000	1,775,300
歳 入 合 計		9,733,000	1,374,966	11,107,966

(歳出)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,150,924	△17,526	1,133,398
	1 総務管理費	876,179	△19,426	856,753
	2 徴税費	206,031	3,096	209,127
	3 戸籍住民基本台帳費	56,254	△1,097	55,157
	4 選挙費	10,253	△234	10,019
	5 統計調査費	1,151	135	1,286
3 民生費		2,426,892	62,759	2,489,651
	1 社会福祉費	937,023	23,792	960,815
	2 児童福祉費	1,489,657	38,967	1,528,624
4 衛生費		1,764,638	1,692	1,766,330
	1 保健衛生費	1,764,638	1,692	1,766,330
6 農林水産業費		235,038	△762	234,276
	1 農業費	74,912	△1,144	73,768
	3 水産業費	150,005	382	150,387
7 商工費		57,812	1,240	59,052
	1 商工費	57,812	1,240	59,052
8 土木費		1,683,329	103,483	1,786,812
	1 土木管理費	37,434	△2,569	34,865
	2 道路橋梁費	296,576	7,590	304,166
	3 河川費	271,155	1,433	272,588
	4 都市計画費	1,063,984	97,029	1,161,013
9 消防費		811,119	996,207	1,807,326
	1 消防費	811,119	996,207	1,807,326
10 教育費		585,686	7,012	592,698
	1 教育総務費	150,213	△9,275	140,938
	2 小学校費	87,066	△1,659	85,407
	3 中学校費	51,517	2,138	53,655
	4 社会教育費	145,299	16,198	161,497
	5 保健体育費	151,591	△390	151,201

款	項	補正前の額	補正額	計
12 公債費		889,171	△1,220	887,951
	1 公債費	889,171	△1,220	887,951
13 諸支出金		596	222,081	222,677
	2 基金費	503	222,081	222,584
歳出合計		9,733,000	1,374,966	11,107,966

第2表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
避難路整備事業	千円 8,100	証書借入	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。 ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができる。償還財源は、一般歳入若しくはその他の収入をもって支弁する。
都市防災総合推進事業北区公園整備事業	55,500	〃		
消防救急無線デジタル化整備事業	400	〃		
合計	64,000			

2 変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
すみれ保育園建設事業	千円 217,900	証書借入	6.0%以内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは、元利不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。	千円 266,100	証書借入	6.0%以内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは、元利不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。
都市防災総合推進事業 日の出線整備事業	7,900	〃	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができる。償還財源は、一般歳入若しくは、その他の収入をもって支弁する。	10,800	〃	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができる。償還財源は、一般歳入若しくは、その他の収入をもって支弁する。
消防ポンプ車整備事業	8,900	〃			16,900	〃		
津波避難タワー設置事業	225,000	〃			696,000	〃		
吉田中学校空調設備設置事業	4,300	〃			3,200	〃		